

## 群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本県における認知症対応型共同生活介護の事業者（以下「事業者」という。）が、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」という。）第97条第8項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号以下「介護予防基準」という。）第86条第2項の規定に基づき、「外部の者による評価」又は「運営推進会議による評価」を受けなければならないとされているもののうち、「外部の者による評価」（以下、「外部評価」という。）について必要事項を定めるものである。

### (趣旨)

第2条 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとする。

### (評価項目)

第3条 事業者が実施する自己評価及び評価機関による外部評価の項目は、別紙1のとおりとする。

### (評価の頻度)

第4条 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年度内に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

2 新規に開設する事業所については、開設後1年以内に自己評価及び外部評価を実施するものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす場合に限り、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施していること」の要件の適用に当たっては、実施したもののみならず。

(1) 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。

(2) 評価結果等を市町村に提出していること。

(3) 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

(4) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(5) 外部評価の評価結果のうち、別に指定する評価項目の結果が適切であること。

### (自己評価の実施)

第5条 事業者は、別紙1の自己評価項目により自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。

### (評価機関)

第6条 外部評価は、県が選定した評価機関が行うものとする。

2 評価機関の要件及び選定手続等は、別に定めるところによる。

(外部評価の手続き)

第7条 外部評価の手続きは、次によることとする。

(1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。

(2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

(3) 評価機関は、評価機関が定める外部評価実施要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

(外部評価の構成)

第8条 評価機関は、次の各号に掲げる調査の結果を総合して外部評価を行うものとする。

(1) 「書面調査」及び複数の登録評価調査員により実施された「訪問調査」

(2) 利用者・家族等へのアンケート等により実施された「利用者家族調査」

2 外部評価に係る「書面調査」、「訪問調査」については別紙3に定めるところにより、「利用者家族調査」については、別紙4によるものとする。

3 複数のユニットで構成されている認知症対応型共同生活介護事業所については、特別な事情がある場合を除き、全てのユニットを調査対象とし、認知症対応型共同生活介護事業所全体を単位として評価するものとする。

(外部評価結果の決定等)

第9条 外部評価結果の決定等は、次により行うものとする。

(1) 外部評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、全員の合意により調査報告書を作成するものとする。

(2) 評価機関は、調査報告書を基に外部評価の結果を決定する。

この場合、評価等に関して事業者から異論がでる等、評価機関が専門的な観点から審査を行う必要があると認めるときは、評価機関に設置する認知症の介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業所事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会の審査を経るものとする。

(3) 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、外部評価報告書により当該結果を事業者に通知するものとする。

この場合、次条第1項に規定する公開に添える事業者の意見があればその意見を求めるとともに、事業者に対し事後の改善状況をWAM NETに掲載する手続きについて、情報を提供するものとする。

(評価結果等の公開)

第10条 評価機関は、利用者のサービスの利用に資するため、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」を利用して、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」(以下「評価結果等」という)により、速やかに公開するものとする。

2 事業者は、外部評価の結果を、次の方法で利用者及びその家族等に公開するものとする。

(1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

(2) 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。

(3) 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。

(4) 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。

(5) 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。また、併せて別紙2の「3 サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましいこと。

3 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うこと。

(書類の保存期間)

第11条 事業者は、評価機関から通知を受けた日から3年間、外部評価報告書を保存しなければならない。

(守秘義務)

第12条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。また、その趣旨を評価調査員との雇用契約等に明記するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訪問調査等において緊急を要する事項（基準違反等により入所者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は評価機関を通じて市町村に通報するなど、適切な対応を取るものとする。

(報告)

第13条 評価機関は、評価を実施した事業所、評価調査員、評価結果等について、原則評価調査を行った翌月末までに県に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。